

# 幼児教育・保育の無償化とは（幼稚園の場合）

## ①幼児教育・保育の無償化のねらい

幼児教育・保育の無償化は、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に実施するものです。

## ②施設等利用給付とは

幼児教育・保育を無償化するためのしくみを「子育てのための施設等利用給付」といいます。

幼稚園在園児の方は、無償化の対象となるために犬山市（お住まいの市町村）で「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があり、次の3つの区分に応じて、無償化の内容が決まります。預かり保育等を利用しない場合は「新1号」を、預かり保育等を利用する場合で、「保育の必要性」に該当する方は「新2号、新3号」を受けることになります。

### 子育てのための施設等利用給付認定の区分について

認定区分	対象	内容
新1号	満3歳以上の子どものうち、新2号、新3号認定以外の場合「保育を必要とする理由」は必要ありません。	・授業料・入園料…25,700/月上限まで無償
新2号	満3歳に達する日以降の最初の3月31日を経過している子どもたちのうち、保護者（父母とともに）が以下❸の「保育を必要とする理由」に当てはまる場合（3～5歳児）	・授業料・入園料…25,700/月上限まで無償 ・預かり保育、一時保育等…11,300/月上限まで無償
新3号	市町村民税非課税世帯であり、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どものうち、保護者（父母とともに）が以下❸の「保育を必要とする理由」に当てはまる場合（0～2歳児）	・授業料・入園料…25,700/月上限まで無償 ・預かり保育、一時保育等…16,300/月上限まで無償

## ③保育の必要性について（保育を必要とする理由）

保護者それが次の条件のいずれかに当てはまる場合、保育の必要性が認められます。

1	就労	居宅内外で月60時間以上就労（夜勤を含む）をしている場合
2	妊娠・出産	母親の出産前後である場合 (出産予定日の前日を含む56日前から出産当日を含む57日目が属する月の月末まで)
3	疾病・障害等	保護者が病気・負傷・心身の障害等の場合
4	同居親族等の介護・看護	同居の親族や長期入院等をしている親族の介護や看護をしている場合
5	災害復旧	震災や風水害、火災などの災害復旧の場合
6	求職活動	求職活動中である場合
7	就学	就学や技能取得等の場合
8	DV・虐待	DVや虐待のおそれがある場合
9	育児休業	育児休業取得時（3歳以上児のみ）

# 給付を受けるための手続き

## ①子育てのための施設等利用給付認定

給付を受けるには、あらかじめ「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

給付にはそれぞれ上限があります。また、公立保育所、認定こども園に入所している場合は、無償化の対象にはなりません。詳細につきましては、各施設または市役所へお問い合わせください。

・提出先 各幼稚園

・必要書類 子育てのための施設等利用給付認定申請書 ※申請児童1人につき1枚。

## 新2号・新3号を希望する場合

以下の「保育の必要量を証明する書類」の添付をしてください。※父母それぞれの書類が必要です。

就労 (会社員・パート等)	<input type="checkbox"/> 就労証明書
就労（自営業）	<input type="checkbox"/> 就労証明書、 確定申告の写し・公的機関への届出等・チラシ・名刺・ホームページの写し等営業 の実態が判断できる資料
就労（内職）	<input type="checkbox"/> 就労証明書 及び <input type="checkbox"/> 作業依頼証明書
就労（農業従事）	<input type="checkbox"/> 就労証明書 及び <input type="checkbox"/> 出荷等の伝票 ※農業従事で田畠を耕作されている場合は、1人当たり田畠合わせて10アール以上 の農地を耕作していること、及び生計に寄与していること。
妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 母子手帳の写し（表紙及び出産日のわかるページ）
疾病・障害等	<input type="checkbox"/> 医師の診断書（原本、治療見込期間の記載のあるもので、3か月以内に取得したもの）
同居親族等の介護・看護	<input type="checkbox"/> 医師の診断書（原本、治療見込期間の記載のあるもので、3か月以内に取得したもの）
災害復旧	<input type="checkbox"/> 罹災証明書
求職活動	<input type="checkbox"/> 求職活動申告書
就学	<input type="checkbox"/> 合格通知・在学証明書・カリキュラム等の在学期間及び就学時間が分かる書類
育児休業	<input type="checkbox"/> 就労証明書（育児休業期間を記入したもの）

## 令和6年1月1日時点で犬山市に住民登録のない保護者

「子育てのための施設等利用給付認定申請書」の世帯の状況欄に、個人番号及び令和6年1月1日の住所を記入し、申請書提出の際に以下のいずれかの書類をお持ちください。

- ①マイナンバーカード（個人番号カード）（父母分）
- ②個人番号「通知カード」（父母分）+「本人確認書類」（申請者のみ）
- ③個人番号の記載された住民票（父母分）+「本人確認書類」（申請者のみ）

※本人確認書類とは

1点で確認できるもの…

運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、住民基本台帳カードなどの顔写真付きの証明書

2点以上で確認するもの…

被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書などの官公署から発行・発給された氏名、生年月日、住所が確認できる書類

※すべて有効期間内のものに限ります

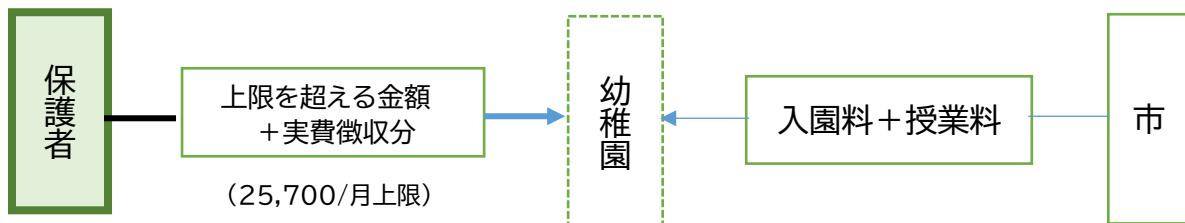
## ②決定通知

犬山市が認定を行い、各幼稚園経由で「施設等利用給付認定通知書」を通知します。

※審査に必要な場合、犬山市が勤務先等に電話等で調査・確認することがあります。

## ③給付

幼稚園在園児（満3歳から5歳児）のすべてを対象に25,700/月上限まで無償化されます。幼稚園は、上限を超えた費用のみ支払う方式になります。なお、実費として徴収されている費用（給食費、バス代、行事費など）は、無償化の対象外です。



※預かり保育については、利用料を一旦幼稚園へ全額支払い、園を通して4半期ごとに市役所へ請求をすることで、11,300/月上限まで無償化されます。（1日あたり450/日上限とします。）

- ・満3歳児は市民税非課税世帯のみ対象。新3号は16,300/月上限。
- ・年間開園日数200日未満または、開園時間8時間未満の幼稚園の利用者のみ、一時保育等の利用料も加えて請求することができます。

## ④施設等利用給付認定の内容変更があった場合について

認定後、内容に変更が生じた場合は、改めて「施設等利用給付認定申請書」及び就労証明書等の添付書類が必要となります。変更が生じた際は、必ず在園施設又は犬山市子ども未来課までご連絡ください。  
原則として、月単位での変更となります。変更申請は、希望する月の前月25日までにしてください。

お問い合わせ先

犬山市 健康福祉部子ども未来課 幼稚園・保育園担当

TEL 0568-44-0324(直通)